



2. 草津市児童育成クラブ指定管理者事業計画

(1) 保育業務内容等

①指定管理者への申請事由
昭和 50 年の保育園設立（S53 年認可→H30 年幼保連携型認可こども園へ）及び平成 5 年の児童館設立（現在は児童センター）以来、地域の 0 歳から中学生までの子ども達の健全な育成を支援してきました。 また平成 4 年の児童育成クラブ発足以来、のびっ子の運営にも携わってきました。平成 13 年には、小学校の空き教室へ、翌 12 月に専用施設に移り、平成 18 年には 90 名規模になり、今日まで地域とともに歩んできました。引き続き培ってきた経験を活かし、次の時代を担う子ども達の育成、福祉の向上に貢献できればと考え申請致しました。
② 保育方針と保育内容
● 保育方針 保護者の就労等の家庭事情を考慮し、できる限り暖かい家庭的環境のなか、各種遊具の提供、安全かつ健全な遊びの指導、正しい生活習慣の徹底などで、地域の子どもの健康と豊かな心の増進を図る。また広く子育て相談に応じ、親子支援を行う。 ・ 一人ひとりが自分らしさを発揮し、自信をつける。 ・ 異年齢、障害児がかかわりから認め育ち合う関係を作り、仲間意識を高める。 ● 保育内容 授業終了後、多感な時期の子どもたちに、生活の場と健全な遊びの提供を通して、自立への考えのもと、健康増進と情操豊かな人間を育てる。 生活指導 ・ 毎日帰ったら、すぐに宿題をすることで勉強を習慣づける。 ・ 集団活動を通して、話し合い、役割分担、仲間意識の向上、リーダーシップ力な

どを学ぶ。

- ・体を十分使い遊ぶことで翌日への意欲を高める。
- ・使ったものの片付けや施設の掃除を通して物の大切さを知る。
- ・手作りおやつを通して、食への関心、生活の基礎を学ぶ。

集団活動

- * 遊びの伝承を通して自然な異年齢交流を図る。
- * 指導員もなかに加わり、遊びを深めていく。
- * 月一回 誕生日の日を全員で祝い、遊びの日とする。

室内遊び（小集団の遊び）

カラム、オセロ、将棋、ブロック、パズル、カードゲーム、クーゲルバーンなど

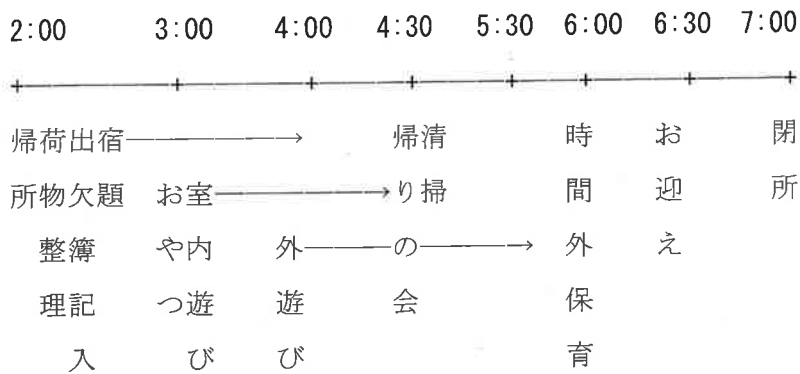
戸外の遊び

ドッチボール、ハンドベース、鬼ごっこ、縄跳び、大縄跳び、バトミントン、サッカー、リレー、フープなど

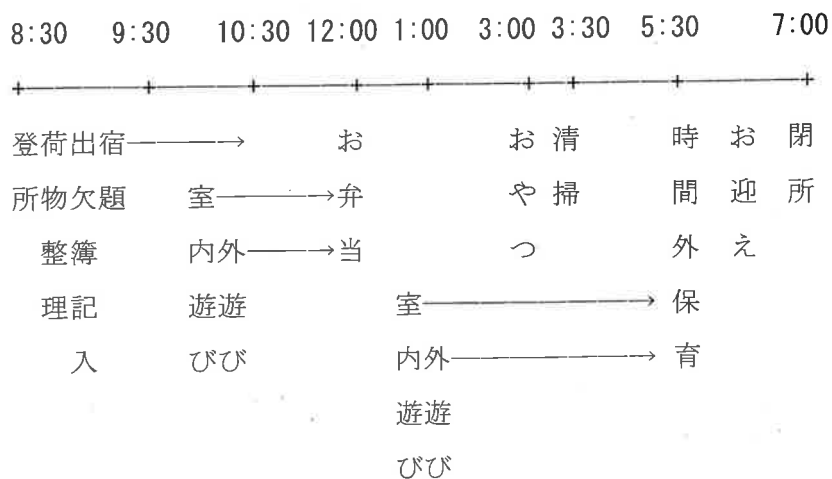
伝承遊び

駒回し、剣玉、あやとり、お手玉、ゴムとび、はないちもんめ、百人一首

○ 平日の時間帯別活動



○ 休業日の時間帯別活動（日曜、祝日、年末年始を除く）



③ 活動行事等

日常の挨拶に始まり、学区ふれあいまつり等の行事に参加、地域清掃の実施等を通して、子ども達が地域に関心に向けられるよう働きかける。

園児交流、老人施設等による異年齢、世代間交流、夏休みには施設訪問や自然合宿での体験にも力を入れています。今後も育成クラブでの姿を発信する機会を数多くつくり、地域全体での子育てに貢献したい。全ての行事が、活動の基本を「子ども自らが計画し、子どもからの働きかけ」であることを大切にしていきたい。

④ 特別な配慮が必要な児童への支援について

小学校、市発達支援センター、家庭児童相談室、民生児童委員等との連携を蜜に、適切な支援、保育を進める。

家庭背景、乳幼児での育ち、小学校における姿等を把握し、子どもの心に寄り添える支援者に努める。

専門機関との連携により、子どもがどのように育つことが適切かを考え、保護者とともに育ち合える環境を作っていく。

⑤ 事故防止・安全対策について

公共の施設、設備であることを支援員自らが認識し、子どものモデルとなり、子どもたちを支援する。

- ・使ったものの片付けや施設の掃除を通して、物の大切さを知る。
- ・安全第一の原則のもと、日々施設点検を行う。
- ・点検チェック表に基づき2回／月の施設点検を行う。
- ・定期的に火災や地震に対する避難訓練、不審者対応などの訓練を行う。
- ・危険と気付いたことをヒヤリハットとして記録し、共有する。
- ・怪我等は事故報告書に記録し保存する。

⑥ 苦情対応

法人として、苦情解決の窓口、責任者、第三者委員の設置を行う。

- ・送迎時等に直接ご意見、ご要望、苦情を頂くような信頼関係を築く。
- ・直接言い難い内容への対応として、アンケート箱を設置する。
- ・保護者対応研修を通して、相談解決の心がけ等を学ぶ。

苦情受付、結果報告等を書面として整備しておく。

⑦ 緊急連絡体制
自衛消防隊長 ——+—— 指揮係、避難誘導係 —— 通報係 消防機関、警察、市役所等への報告 +—— 消火係 ・ 保護者間の緊急連絡網を整備 (災害、不審者、行事変更ほか) ・ 災害時の緊急連絡体制を整備 ・ 不審者への緊急連絡体制を整備
⑧ 個人情報の取り扱いについて
・ H17 年 4 月の個人情報保護法に準拠した就業規則を法人として制定する。 ・ 職場ハンドブックを通して指導員全員に個人情報保護の理解を深める。 ・ 個人情報に関連する資料の管理を徹底する。 ・ 日常の活動のなかで気づいた注意事項を職場内で確認し合う。
⑨ 保護者との連絡・連携
送迎時に子どもの姿を伝えることで保護者に安心感を与え、信頼関係を築く。 ・ 毎月のおたより、行事、保護者会などを通して連携を深める。 ・ 家庭の事情を考慮し、保護者の気持ちに寄り添い、共に育ち合う。 ・ 子育て支援研修を通して、カウンセリング等を学ぶ。
⑩ 関係機関等との連携について
普段から小学校との連携を密にし、行事や下校時間などの確認を通して安全確保に努める。定期的に、市発達支援センター、民生児童委員等を交えて情報交換の場を持つ。特別支援が必要な児童については④項に従う。 子どもを中心に、家庭、学校、地域、育成クラブが組織の壁を超え連携を密にしていけるよう働きかける。
⑪ サービス向上について
指定管理者として現在まで培ってきた利用者との信頼関係、地域とのつながりを活かし、子ども達に数多くの経験、体験の機会を提供、幅広い人間関係づくり、一人ひとりの自律と自立を支援したいと考えています。 法人としての特徴（あゆみこども園及び笠縫児童センターでの事業と連携）を活か

し、より大きな異年齢交流での育ち合いに力を入れたい。

放課後や夏休みを利用し、小学校区を超えた職員間の研修と交流、こども園での学童のお手伝い体験等、幅広い交流の場を持つことで、お互いの資質向上、地域の子育て支援につなげたい。

⑫ 防災・防犯等に関する訓練の実施について

現状：避難訓練計画のなかで「地震」「火災」「不審者」を想定して、避難場所や避難方法を伝えたり、運動場に避難するなどを実施。児童センターでは、避難袋を使用しての避難訓練を実施。

今後：避難訓練のなかに、防災を意識した訓練を加える。（ゲリラ豪雨や葉山川の氾濫を想定する。）市のハザードマップを参考に、小学校や笠縫東まちづくりセンター等との連携を意識した訓練を実施する。

(2) 年間の事業（活動）計画

	活 動 行 事 等	施 設 の 維 持 管 理 等
4 月	新しい環境、仲間、指導員に親しむ 入所式、地域探、誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ
5 月	自己管理を学ぶ 体幹運動遊び、誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ
6 月	遊びに挑戦 お手玉、剣玉、こまの、記録に挑戦、 検定、体幹運動遊び、誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ、食物の栽培
7 月	小集団での仲間作り 体幹運動遊び、映画鑑賞 誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ、食物の栽培
8 月	たくさんの友達と関わりを持つ 自然体験合宿、夏祭り、地域清掃 こども園プール、遠足、誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ、食物の栽培 安全マップ作り
9 月	自分の体を意識しながら、生活リズムを 整える 高齢者体験、オータムフェスタ 児童館まつり、誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ
10 月	仲間とともに遊びに挑戦 体幹運動遊び、誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ、安全マップ作り
11 月	仲間とともに遊びを発展させる 学区ふれあいまつり参加、誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ
12 月	仲間と協力し生活や遊びを進める 地域清掃、体幹運動遊び、映画鑑賞 クリスマス会、誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ
1 月	仲間を意識しながら、遊びを深める カルタ大会、百人一首、凧揚げ大会 誕生会、映画鑑賞、高齢者体験	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ
2 月	自分の遊びを極める 縄跳び大会、自然体験合宿、誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ
3 月	生活、遊びの主人公になる 映画鑑賞、誕生会	避難訓練、安全点検、日々の清掃、 花壇の手入れ

※他の団体には実行できないような独自性などを積極的にアピールしてください。

5

3. 草津市児童育成クラブ指定管理者業務実施体制

(1) 支援員等の配置の考え方 (常勤職員 4人・非常勤職員 5人)					
	専任・兼任	雇用形態	主に従事する業務・役職	資格・能力等	一週間の勤務時間
1	兼任	常勤	児童の健全育成、主任指導員	児童支援員、保育教諭	40H
2	専任	常勤	児童の健全育成、主任指導員	児童支援員、保育教諭	38H
3	専任	常勤	児童の健全育成、主任指導員	児童支援員、保育教諭	38H
4	専任	常勤	児童の健全育成	児童支援員、	30H
5	専任	非常勤	児童の健全育成	児童支援員	25H
6	専任	非常勤	児童の健全育成	児童支援員	25H
7	専任	非常勤	児童の健全育成		20H
8	専任	非常勤	児童の健全育成		20H
9	専任	非常勤	児童の健全育成		20H
勤務体制について () は10月～3月					
開設日	8:00～	8:30～	13:00～17:30	17:30～19:00	
学校課業日	常勤2人、非常勤1人		←→		
	常勤1人、非常勤1人		←→		
	非常勤2人		←→		
土曜日	常勤1人、非常勤1人		←→		
	非常勤2人(1人)		←→		
	←→		←→		
	非常勤2人(1人)		←→		
長期休業日	常勤2人、非常勤1人		←→		
	非常勤2人(1人)		←→		
	←→		←→		
	常勤1人		←→		
	非常勤1人		←→		

(2) 支援員等の賃金等の待遇や職場環境について

賃金・手当について

- ・子どもの年齢こそ高いものの、教育と養護の考え方は共通と考えるので、法人の保育教諭に準じる賃金及び手当を支給する。(臨時職員も同様)

勤務ローテーションについて

- ・ローテーションにて、週休2日制を保持する。(職員会議や行事の場合を除く)
- ・行事や職員の急病等の欠員に対しては、法人内のこども園より応援する。
- ・指導員全員に3ヶ月毎に健診(赤痢菌、サルモネラ、O-157)を行う。

(3) 支援員等の研修について

支援員研修

市主催の放課後児童支援員研修、児童厚生員免許取得研修の受講

遊びの技術習得

放課後児童クラブ等指導員研修、児童館連絡協議会研修、子ども遊びの研修を受講

危機管理、緊急救命

消防署の緊急救命講習、不審者対応研修受講

※ 雇用形態には、常勤職員か非常勤職員かを記入してください。

なお、常勤とは、この事業専属で従事する貴団体の職員、またはこの事業実施の全期間中に渡って専属で雇用する人をいい、非常勤とは、パート・アルバイト、派遣社員等、この業務のために短期間雇用・委託する人のことです。

※ 各項目について、実際に事業に従事する人を想定して記入してください。また、設定は、草津市児童育成クラブ条例および指定管理者仕様書の配置基準を参考にして、見積もること。臨時職員については、どのような人を雇用するかを想定して記入をしてください。

※ 書ききれない場合は、本様式をコピーして使用してください。また、その際には別紙を添付した旨を記入してください。